

拡大型指名競争入札の公表

令和3年11月15日
契約責任者 東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 良峰 透

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

1-1 調査等の名称	東関東自動車道 麻生～北浦間舗装詳細設計
1-2 業務場所	自) 茨城県潮来市清水 至) 茨城県行方市小貫
1-3 業種区分	道路設計
1-4 業務内容	本業務は、東関東自動車道 麻生 IC (仮称) ～北浦 IC (仮称) (L=12 km) における舗装に関する詳細設計業務である。
1-5 履行期間	契約保証取得の日の翌日から 360 日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

2-1 指名競争入札実施理由	東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第7条第2項-②-ア) に該当するため
2-2 指名通知の日	令和3年11月15日
2-3 指名基準	<p>(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年度細則第16号)」第6条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、業種区分「道路設計」にかかる東日本高速道路株式会社(以下「NEXCO 東日本」という。)の「令和3・4年度競争参加資格」を有していること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けていること。</p> <p>(4) 指名通知の日において、NEXCO 東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」に基づき、「地域3」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。</p> <p>※指名通知の日から落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域3」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p> <p>(5) 平成23年度以降に、元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に掲げる同種業務の実績を有すること。</p> <p>同種業務：高速道路または高速道路以外の自動車専用道路(※1)の舗装設計(※2)の施工実績を有すること。</p> <p>※1 新設、4車線化、付加車線、インターチェンジ(スマートインターチェンジ含む)事業のいずれかに関するものに限る。</p> <p>※2 舗装設計とは、NEXCO 東日本 調査等共通仕様書(R3.7)5-6 舗装設計をいう。</p> <p>NEXCO 東日本以外の事業者が実施した業務についても、NEXCO 東日本の仕様と同</p>

	<p>等の内容とする。</p> <p>(6)次に示す監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の受注者として、本件調査等の発注に参与した者でないこと、又は現に次に示す施工（調査等）管理業務の受注者でないこと。</p> <p>[施工（調査等）管理業務の受注者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東関東自動車道 鹿行地区施工管理業務（受注者：信和設計株式会社） <p>(注)指名は、「4-2 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係」に関わらず行っているため、指名者であっても、入札に参加しようとする者の間に上記関係がある場合は、競争参加は認められないので注意すること。</p>
--	--

3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項

3-1 非指名者の競争参加資格	<p>非指名者のうち次の①又は②のいずれかに該当する者は本件競争入札に参加することができる。</p> <p>なお、「2-3 指名基準」に記載の「指名通知の日」については、「審査基準日（「3-4 競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう。以下同じ。）」に置き換えるものとする。</p> <p>①NEXCO 東日本の「令和 3・4 年度競争参加資格」の有資格者のうち指名基準の(1)から(6)を満たす者</p> <p>②NEXCO 東日本の「令和 3・4 年度競争参加資格」の無資格者のうち指名基準の(1)及び(4)から(6)を満たす者</p>
3-2 競争参加に必要な条件	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。《①, ②の者ともに必要》</p> <p>なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3）」において競争参加資格停止を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。</p> <p>競争参加資格確認結果通知予定：別紙『契約手続き日程』のとおり</p> <p>(2) 開札執行の日において、業種区分「道路設計」にかかる NEXCO 東日本の「令和 3・4 年度競争参加資格」を有していること。《②の者のみ必要》</p>
3-3 契約図書の配布方法等	<p>配布期間：別紙『契約手続き日程』のとおり</p> <p>配布方法：標準契約書案【調査等契約書】、入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》、その他必要な設計図書等（金抜設計書、特記仕様書、その他入札関係書類）は、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。</p> <p>(標準契約書案・入札者に対する指示書等)</p> <p>https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</p> <p>(設計図書等)</p> <p>https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service</p>
3-4 競争参加に必要な手続	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出 《①, ②の者ともに必要》</p> <p>作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり</p> <p>提出場所（契約担当部署）：NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課</p> <p>(住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-</p>

	<p>(電話) 048-631-0020</p> <p>(Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp</p> <p>提出方法：電子メール又は書留郵便等に限る。(電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。)</p> <p>(2) NEXCO 東日本の「令和 3・4 年度競争参加資格」審査申請書の作成及び提出 《【要注意】②の者のみ必要》</p> <p>作成方法：NEXCO 東日本ホームページ『令和 3・4 年度競争参加資格審査のご案内【調査等】』参照</p> <p>(https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/)</p> <p>提出期限：下記の提出場所に確認すること。</p> <p>提出場所：NEXCO 東日本 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課</p> <p>(住所) 〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2</p> <p>(電話) 03-3506-0214</p> <p>(Mail) shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp</p> <p>提出方法：事前に一度電話連絡の上、原則として電子メールでの申請受付 [件名に「緊急認定」と記載すること。]</p>
--	--

4. 競争参加資格に関する事項

<p>4-1 施工（調査等）管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>② 施工（調査等）管理業務の受注者</p> <p>・ 東関東自動車道 鹿行地区施工管理業務（受注者：信和設計株式会社）</p>
<p>4-2 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、指名者、指名を受けていない者（非指名者）に関わらず以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者</p>

間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

v) その他業務を執行する者であつて、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

	<p>組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>
4-3 競争参加資格に関する留意事項	<p>(1) 本件業務の受注者、本件業務の下請負人、または当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務にかかる工事の入札に参加し又は建設工事を請負うことができない。</p> <p>「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。</p> <p>② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。</p> <p>(2) 本件業務の受注者、本件業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件業務の下請負人、本件業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。</p> <p>「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。</p> <p>① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。</p> <p>② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。</p>

5. 入札・開札に関する事項

5-1 入札・開札執行	<p>(1) 入札書の提出</p> <p>提出期限：別紙『契約手続き日程』のとおり</p> <p>提出場所：NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課</p> <p>提出方法：書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や普通郵便、持参による提出は受け付けない。なお、提出後はいかなる理由があろうとも差替え、変更、取下げには一切応じないため、提出の際には不足・不備・不整合等ないように十分確認の上、提出すること。</p> <p>(2) 開札</p> <p>開札日時：別紙『契約手続き日程』のとおり</p> <p>開札場所：NEXCO 東日本 関東支社 15 階 入札室</p> <p>(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて</p> <p>開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合においては、再度入札は辞退したものとみなす。</p> <p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。</p>
-------------	--

	<p>(5) 落札者の決定方法 自動落札方式</p> <p>(6) 低入札価格調査 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。</p> <p>また、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。</p> <p>低入札価格調査については、入札者に対する指示書[22]を参照のこと。</p>
--	---

6. その他の事項

<p>6-1 質問の受付</p>	<p>(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。</p> <p>①受付期間：指名通知の日から別紙『契約手続き日程』のとおり</p> <p>②受付場所：NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課</p> <p>③受付方法：質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。）</p> <p>(2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。</p> <p>①回答日：別紙『契約手続き日程』のとおり</p> <p>②回答方法：NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の「備考」）に掲載する</p> <p>https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service</p> <p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本ホームページを参照すること。</p> <p>https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/</p>
<p>6-2 その他</p>	<p>(1) 契約保証：必要 入札者に対する指示書 [25] 参照のこと。</p> <p>(2) 契約書の作成：必要 入札者に対する指示書 [26] 参照のこと。</p> <p>(3) 入札の無効 入札者に対する指示書 [23] に該当する入札は無効とする。</p> <p>(4) 支払条件 前金払：請負代金額が 300 万円以上の場合には「有」、300 万円未満の場合には「無」 「有」の場合は請負契約書第 35 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。 部分払：「無」</p> <p>(5) 配置技術者 契約締結後、特記仕様書に示す資格等（業務経験を求めている場合も含む）を</p>

	有する技術者を配置できる者であること。
--	---------------------

注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日の翌日から7日（休日を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができます。説明を求める場合の手続については、競争参加資格確認結果通知において示します。

